



あおいろといろ

青色十色 2018 / No. 177

青色十色 平成30年5月10日発行・編集/

公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL. 0465-24-2611 E-mail: info@aoiro-odawara.com

五月号



青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

青色活動報告

平成29年分

確定申告指導事業 報告

指導会場開設期間：30年2月1日～3月15日
延べ来場者数：11,706名
申告書提出件数(所得税・消費税)：10,110件

公益事業として、東京地方税理士会小田原支部の協力を受けて実施致しました確定申告指導事業は、延べ1万2千名近くの方がご利用いただき、無事終了致しました。

運営面では、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの利用促進に努めた結果、e-Taxまたは印刷された申告書での提出が日々以上に及び、ゆったりと座って個別に指導を受けられる点なども併せて、皆様からたいへんご好評をいただきました。誠にありがとうございました。



平成30年度スポーツ振興等事業助成金 交付団体決定

県西地域を中心に活動するアマチュアのスポーツ振興団体及び団體等振興団体を応援する地域振興事業の一環として、次の団体に助成金を支給することが決定致しました。

- ▶ 小田原ミニバスケットボール連盟(連盟大会)
- ▶ 小田原高校剣道部〇会(練成大会)
- ▶ 向田サッカークラブ(明神カップ)
- ▶ 県西部区みんなのひのい住まい者協議会(県西地区みんなのひのい)
- ▶ 西湘少年ソフトボール連盟(西湘大会)
- ▶ 特定非営利活動法人A Zスポーツクラブ(A Zレインボーカップ)
- ▶ 小田原まちなか市場実行委員会(小田原まちなか軽トラ市)
- ▶ 特定非営利活動法人松田活性化協会(アシガラマルシ)

以上8団体(箇不同)



記帳個別指導会を開催します！

今まで白色申告だった方や青色申告でも記帳に不安がある方、開業せよか開業されて間もない方等、記帳についてお分かりにならない方がある方は右記受付時間内にお越しください。

ご予約は不要ですが、ご都合が重なってしまった場合は少しご迷惑をいたさないで下さい。

ご予約は不要ですが、ご都合が重なってしまった場合は少しご迷惑をいたさないで下さい。

また税務提出書類のご不処置についても承ります。

お問い合わせ・事業課 TEL 0465-24-2614 (直通) E-mail: soudan@aoiro-odawara.com

公益社団法人小田原青色申告会

第6期 事業計画書 抜粋

(平成30年度)

自：平成30年4月1日

至：平成31年3月31日



開催期間 6月4日(月)～8日(金)
7月2日(月)～6日(金)

時間 9時～17時

開催場所 青色会館1階

当面ご持参いただくもの

- ①実際にお使われている領収書等、参考になるもの
- ②前年分決算監査控・申告書控（ある方のみ）

「公益社団法人」として第6期目を迎えた当会は、自立的運営を基本とし、さらなる公益の推進に寄与するために、関係法令は基より定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に即した事業を積極的に展開致します。そして、從来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税義務の高揚に努め、公益目的事業の充実を図り、以って國政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献致します。

組織の拡充強化と財政健全化

「中期3ヵ年経営計画」の成果により正会員数が増加傾向にあることから、本年度においても会勢拡大チームを設置し、会員増強施策を継続することで、組織の拡充強化に努めます。

さらに、会の財政基盤の強化に向けあらゆる角度から検討を重ね、財政の健全化を図ります。

決算・申告指導

当会の中核事業である記帳から決算・申告指導までの一連の指導事業は、国民の三大義務の一つである「納税の義務」を確実に維持し、我が國の申告納税制度の土台を支えるため、極めて重要な使命を持った公益目的事業であります。その意味からも、税務当局の協力を仰ぐとともに連携協調を深め、適正な「自主申告」の維持普及のため、関係法令を遵守した上で事業を展開致します。

加えて、確定申告指導会場の運営にあたっては、引き続き税理士会のご理解とご協力を頂き、税理士の職能と青色申告会の機能を活かした税務支援により、納税者の利便性に資するとともに、正確かつ親切丁寧な応接を図る中、適正申告・期限内納税を推進致します。

記帳支援

平成26年1月から、全ての白色申告者は記帳や帳簿等の保存が義務づけられたことから、記帳を早期に習得できるよう、税務署や関係団体と連携を図り「記帳説明会」等を適宜開催することにより、青色申告制度の普及推進を図ります。

また、国税局委託の「記帳指導」をはじめ、隨時開催の「記帳個別指導会」及び担当・専門家の「記帳処理」等の記帳支援事業（公益目的事業）を積極的に開拓展開し、納税者自らが早期に記帳（自己計算）できるよう指導に努めます。

消費税率引上・軽減税率導入への対応

平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられ、これに伴い軽減税率の導入が予定されていることから、税務当局をはじめ税務関係団体や会支会部との協力を通じ、納税者に混乱を生じさせることのないよう制度周知を推進致します。

マイナンバー制度の利用推進

平成28年分の確定申告からマイナンバーの記載が義務化されたことから、個人番号及び特定個人情報取扱規程等を遵守した上で、税務署をはじめ関係行政機関と連携を図り、本制度の利用推進に努めます。

※詳細につきましては、当会のホームページをご覧ください

